

一時保護（委託）児童への学習支援事業に係る業務概要

1 事業名称

一時保護（委託）児童への学習支援事業（以下、「本事業」という。）

2 事業目的

大阪府子ども家庭センター、大阪府女性相談センターにおいて児童の安全を守るために施設等で一時保護している児童については、安全確保をはじめ、児童の行動観察及び生活指導等を行う必要があることから学校への通学が困難な状況にある。そのため、一時保護している施設等に学習支援員を派遣し、児童への学習支援を実施することにより、学習保障を行い基礎・基本の学力の維持を図るものである。

3 事業の実施主体

大阪府

4 事業の受託事業者の役割

大阪府より本事業の実施を委託されたもの（以下、「受託事業者」という。）は、「6」で示す内容の業務を効果的かつ効率的な方法により実施すること。

5 事業の委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 事業の内容

大阪府子ども家庭センター、大阪府女性相談センターから要請を受け、児童を一時保護している施設等に学習支援員を派遣し、国語、算数（数学）、理科、社会、英語の教科学習及びスポーツ等レクリエーションの支援を行う。

7 業務日及び業務時間

児童福祉施設、里親・ファミリーホームに対し、年間延べ支援時間7,401時間程度の支援を行う。

大阪府子ども家庭センター、大阪府女性相談センターが要請する月曜日から金曜日までの日中最大5時間（年末年始、祝祭日、学校休業期間を除く。ただし、婦人保護施設及び児童養護施設のうち一時保護専用施設については学校休業期間も実施する。）

8 事業の対象者

児童福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、大阪府の委託により、児童養護施設、女性自立支援施設、障がい児施設、自立援助ホーム等の施設や、里親・ファミリーホームに一時保護（委託）されている児童

(小学1年生～高校3年生)

(大阪市、堺市から一時保護（委託）されている児童は本事業対象外)

児童福祉法	第33条に基づき委託により施設で一時保護された児童
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	第9条第3項第2号に基づき一時保護された被害者に同伴する家族（児童に限る）
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	第3条第3項第3号に基づき一時保護された被害者に同伴する家族（児童に限る）

9 事業の実施方法

(1) 対象児童についての理解

一時保護（委託）されている児童は、家庭等で様々な課題を抱えており、親元や地域から離れ、不慣れな場所での生活に対する不安感も大きく、非常に不安定な精神状態にあることに加え、児童自身が対人関係や発達上の課題など、複雑な問題を抱えていることが多い。本事業実施にあたっては、一時保護の仕組みを含めた児童福祉の現状及び対象児童の状態像などを理解し、対象児童一人ひとりの状態に合わせた支援を実施すること。

【対象児童の一例】

知的障がいや、身体障がい、発達障がいのある児童、トラウマ症状のある児童 等

(2) 業務マニュアルの作成について

適切な業務遂行のため、受注者は、事業開始前に業務マニュアルを作成し、大阪府の確認を受けること。また、受託事業者は、業務マニュアルの沿った研修を行うなどして、学習支援員に周知徹底すること。

(3) 事業実施状況の報告等

ア 受託事業者は、以下の方法により、事業実施状況を把握すること。

- ・学習支援員より日報の提出による報告を受け確認
- ・施設訪問し、施設職員から報告を受け確認（年1回以上訪問）
- ・学習支援員と面談し確認（年1回以上面談）

イ 受託事業者は、大阪府へ1か月毎の事業実施状況を報告すること。

実績等報告書を作成の上、電子データにて大阪府へ提出すること。

※報告に用いる様式は、事前に大阪府の確認を受けること。

10 事業に関する費用

受託業務に関する以下の費用については、すべて委託料に含まれる。

(1) 人件費

謝金、旅費、業務・通勤災害に係る保険料の事業主負担分 等

(2) 事業費

教材費、通信運搬費、その他本事業に係る諸経費 等

11 業務実施上の留意点

本事業実施にあたっては、以下内容を留意し、適正に業務を遂行すること。

(1) 運営体制

受託業務に必要な配置人数は、本事業を受託した金額の範囲内で受託事業者が大阪府に提案すること。

(2) 受託業務の一括再委託の禁止

ア 受託事業者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

イ ただし、受託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、府と協議の上、受託業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の保護

ア 個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報保護の措置を講じること。

イ 対象児童に関する情報については、業務遂行に必要な範囲に限り、必要な期間に対してのみ情報提供するものとする。

(4) 守秘義務

「大阪府の情報セキュリティに関する基準（大阪府セキュリティポリシー）」に準じて、情報セキュリティ対策を実施すると共に、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、当該業務に従事しなくなった場合も同様とする。

(5) 被措置児童等虐待※の予防

児童福祉法第33条の10に定める次に掲げる被措置児童等虐待を予防するため、学習支援員に対して十分な研修と指導を行うこと。また、被措置児童等虐待の疑いのある事案が発生した場合は、状況確認や調査に協力すること。

ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設従業者としての養育又は業務を著しく怠ること。

エ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※被措置児童等虐待とは、さまざまな事情により家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への一時保護や入所措置等をされた児童（被措置児童等）に対して、施設職員等が行う虐待を指す。

12 受託業務の継続が困難となった場合の措置

大阪府と受託事業者との契約期間において、受託事業者による業務の継続が困難に

なった場合は、大阪府と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

13 その他

本書に明示なき事項、受託業務の遂行上疑義が生じた場合又は事業の遂行にあたり
変更が必要な場合は、大阪府と協議の上、受託業務を実施するものとする。